

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 外債 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月21日

【発行者の名称】 韓国輸出入銀行 (The Export-Import Bank of Korea)

【代表者の役職氏名】 尹 熙盛 (Hee-sung Yoon)
銀行長 (Chairman and Chief Executive Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地
小川町メセナビル4階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地
小川町メセナビル4階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【今回の募集金額】 第19回韓国輸出入銀行円貨債券 (2024) 250億円
第20回韓国輸出入銀行円貨債券 (2024) 66億円
第1回韓国輸出入銀行円貨債券 (2024)
(グリーンボンド) 334億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年6月13日
効力発生日	2024年6月21日
有効期限	2026年6月20日
発行登録番号	6 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし			該当なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中、「発行者」とあるのは韓国輸出入銀行を指し、また「韓国」とあるのは大韓民国を指す。

第一部【証券情報】

< 第19回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）、第20回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）および
第1回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（グリーンボンド）に関する情報 >

第1【募集債券に関する基本事項】

注： 本「第一部 証券情報 - < 第19回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)、第20回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)および第1回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)（グリーンボンド）に関する情報 >」には、異なる種類の本債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、第19回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（以下「第19回円貨債券」という。）、第20回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（以下「第20回円貨債券」という。）および第1回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（グリーンボンド）（以下「第1回グリーンボンド」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、または各種類の本債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には各種類の本債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、< 第19回円貨債券 >、< 第20回円貨債券 > および < 第1回グリーンボンド > の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第19回円貨債券、第20回円貨債券および第1回グリーンボンドに係る各用語を指し、いずれかの種類の本債券に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の本債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。各種類の本債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各種類の本債券に関する記載内容は共通事項としてまとめ、かつ例外事項があればこれを各種類の本債券ごとに示して記載している。まとめて記載した場合、これら各種類の本債券、各種類の本債券の債権者、各種類の本債券の要項、各種類の本債券の共同主幹事会社、各種類の本債券の財務代理人および各種類の本債券の財務および発行・支払代理契約証書は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」、「財務代理人」および「財務代理契約」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの種類の本債券が同一種類の本債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有する当該種類の本債券についてこれに基づく権利を有する。

2 募集要項

< 第19回円貨債券 >

債券の名称	第19回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）
記名・無記名の別	該当なし
債券の総額	250億円
各債券の金額	1億円
発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	250億円
利率	年0.835%
償還期限	2027年11月26日
申込期間	2024年11月21日
申込証拠金	なし
払込期日	2024年11月28日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店

(注) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

< 第20回円貨債券 >

債券の名称	第20回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）
記名・無記名の別	該当なし
債券の総額	66億円
各債券の金額	1億円
発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	66億円
利率	年1.215%
償還期限	2031年11月28日
申込期間	2024年11月21日
申込証拠金	なし
払込期日	2024年11月28日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店

(注) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

< 第1回グリーンボンド >

債券の名称	第1回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	該当なし
債券の総額	334億円
各債券の金額	1億円
発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	334億円
利率	年1.065%
償還期限	2029年11月28日
申込期間	2024年11月21日
申込証拠金	なし
払込期日	2024年11月28日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店

(注) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)の規定に服するものとする。機構(下記「振替機関」に定義する。)は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等(かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。)に従って本債券の振替機関(振替法において定義される。)として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

引受けの契約の内容

< 第19回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
合計		25,000

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年11月21日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.30%に相当する金額である。

< 第20回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
合計		6,600

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年11月21日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.30%に相当する金額である。

< 第1回グリーンボンド >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
合計		33,400

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年11月21日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.30%に相当する金額である。

債券の管理会社

(中略)

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」と総称する。文脈上別異に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項(以下「債券の要項」という。)および発行者と財務代理人との間で2024年11月21日に調印された各回号に係る財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

(中略)

その他

信用格付

登録信用格付業者による信用格付

本債券に関し、発行者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)より、2024年11月21日付でAA-の格付を付与されている。

(中略)

3 利息支払の方法

< 第19回円貨債券 >

本債券の利息は2024年11月29日(当日を含む。)からこれを付し、毎年5月28日および11月28日の2回、おのおのその日(当日を含む。)までの6カ月分を日本円で支払う。ただし、最終の利息は、2027年5月29日(当日を含む。)から2027年11月26日(当日を含む。)までの期間について、2027年11月26日に

支払う。6 カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

< 第20回円貨債券 >

本債券の利息は2024年11月29日（当日を含む。）からこれを付し、毎年5月28日および11月28日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で支払う。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

< 第1回グリーンボンド >

本債券の利息は2024年11月29日（当日を含む。）からこれを付し、毎年5月28日および11月28日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で支払う。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

（中略）

4 償還の方法

（1）満期償還

< 第19回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2027年11月26日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

< 第20回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2031年11月28日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

< 第1回グリーンボンド >

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2029年11月28日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

（2）税制変更による償還

< 第19回円貨債券 >

（ ）韓国もしくはその下部行政主体またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権解釈の変更（かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。）の結果、発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ（ ）発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選

択により、「11 公告の方法」に従い本債権者に30日以上60日以内の公告をして（かかる公告は取消不能とする。）、2025年11月28日以降いつでも、本債券の全額（一部は不可）を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

2025年11月28日から2026年11月27日まで	本債券の金額の100.25%
2026年11月28日以降	本債券の金額の100.00%

発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額（一部は不可）を上記の償還価額（2025年11月28日より前に償還を行う場合には本債券の金額の100.50%）で償還までの経過利息とともに（ただし、当該法令に従う。）償還する。かかる償還は、実行可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は「11 公告の方法」に従い本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠（発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。）についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する定評ある社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、証明付日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2) - <第19回円貨債券>」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

<第20回円貨債券>

()韓国もしくはその下部行政主体またはそれらもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権解釈の変更（かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。）の結果、発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、「11 公告の方法」に従い本債権者に30日以上60日以内の公告をして（かかる公告は取消不能とする。）、2025年11月28日以降いつでも、本債券の全額（一部は不可）を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る

支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

2025年11月28日から2026年11月27日まで	本債券の金額の101.25%
2026年11月28日から2027年11月27日まで	本債券の金額の101.00%
2027年11月28日から2028年11月27日まで	本債券の金額の100.75%
2028年11月28日から2029年11月27日まで	本債券の金額の100.50%
2029年11月28日から2030年11月27日まで	本債券の金額の100.25%
2030年11月28日以降	本債券の金額の100.00%

発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額（一部は不可）を上記の償還価額（2025年11月28日より前に償還を行う場合には本債券の金額の101.50%）で償還までの経過利息とともに（ただし、当該法令に従う。）償還する。かかる償還は、実行可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は「11 公告の方法」に従い本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠（発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。）についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する定評ある社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、証明付日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2) - <第20回円貨債券>」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

<第1回グリーンボンド>

()韓国もしくはその下部行政主体またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権解釈の変更（かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。）の結果、発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、「11 公告の方法」に従い本債権者に30日以上60日以内の公告をして（かかる公告は取消不能

とする。) 、2025年11月28日以降いつでも、本債券の全額(一部は不可)を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

2025年11月28日から2026年11月27日まで	本債券の金額の100.75%
2026年11月28日から2027年11月27日まで	本債券の金額の100.50%
2027年11月28日から2028年11月27日まで	本債券の金額の100.25%
2028年11月28日以降	本債券の金額の100.00%

発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額(一部は不可)を上記の償還価額(2025年11月28日より前に償還を行う場合には本債券の金額の101.00%)で償還までの経過利息とともに(ただし、当該法令に従う。)償還する。かかる償還は、実行可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は「11 公告の方法」に従い本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠(発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。)についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する定評ある社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、証明付日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2) - <第1回グリーンボンド>」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

(後略)

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

<第19回円貨債券>

<第20回円貨債券>

第19回円貨債券および第20回円貨債券の発行による正味手取金の合計額は、外貨建貸付の供与ならびに期日到来の債務およびその他の債務の返済を含む発行者の一般事業目的のために2025年度末までに発行者により使用される予定である。

<第1回グリーンボンド>

第1回グリーンボンドの発行による正味手取金の合計額は、発行者のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに記載のとおり、適格グリーン・プロジェクトまたは資産（以下に定義する。）に関連する新規または既存のプロジェクトもしくは資産への融資またはリファイナンスのために全額または一部が発行者により使用される予定である。当該フレームワークは、随時更新されることがあり、現在は国際資本市場協会が公表した2021年グリーンボンド原則、2021年ソーシャルボンド原則および2021年サステナビリティボンド・ガイドライン、ならびに国連環境計画金融イニシアチブによる持続可能なブルーエコノミー金融原則に準拠している。

適格グリーン・プロジェクトまたは資産には、（ ）再生可能エネルギー、（ ）エネルギー効率、（ ）クリーン輸送、（ ）汚染防止および管理、（ ）持続可能な海上輸送、ならびに（ ）持続可能な水と廃水の管理に関連するプロジェクトまたは資産が含まれる。詳細は以下のとおりである。

- ・再生可能エネルギー：再生可能エネルギーの生産・貯蔵ユニットをグリッドに接続するための専用インフラ（送電線および変電所などの関連インフラを含む。）ならびに太陽光エネルギー、風力エネルギー、海洋エネルギー、水力エネルギー、バイオエネルギーおよび地熱エネルギーといった再生可能エネルギーによる発電と利用、ならびに再生可能エネルギー・プロジェクト/資産用の燃料電池およびその他のエネルギー貯蔵システムの開発を目的としたプロジェクト；
- ・エネルギー効率：エネルギー効率の改善をもたらすインフラ、設備および技術（バッテリー設備、エネルギー貯蔵施設、スマート・グリッド技術、廃熱回収技術およびエネルギー管理システムを含むが、これらに限定されない。）の開発および製造ならびにLED照明、家庭用スマートメーターおよびエネルギー性能を向上させるボイラー交換といった技術の開発を目的としたプロジェクト；
- ・クリーン輸送：低炭素の旅客・貨物輸送または関連インフラ（非公共旅客輸送、公共旅客輸送、貨物鉄道および道路貨物を含むが、これらに限定されない。）の開発・製造、ならびにクリーン輸送用の充電式電池および燃料電池の開発・製造およびリサイクルを目的としたプロジェクト；
- ・汚染防止および管理：資材のリサイクル、資材の再利用および有機廃棄物のバイオガスまたはバイオマス・エネルギーへのリサイクルのためのインフラ設備および技術の開発・製造を目的としたプロジェクト；
- ・持続可能な海上輸送：EUタクソノミーによって定められた一定の基準を満たすクリーンで持続可能な船舶（CSV）の建設、設計およびメンテナンス、ならびに既存の船舶エンジンの代替燃料対応型への改造に関連した投資および支出
- ・持続可能な水と廃水の管理：きれいな水および/または飲料水の提供、廃水の処理、水質汚染の防止、水利用効率の向上、水生生態系の回復、都市排水システムなどの洪水の軽減のためのインフラ設備および技術の開発/製造を目的としたプロジェクト。

第4【法律意見】

2024年11月18日に提出した訂正発行登録書に記載されているため省略。

第5【その他の記載事項】

本債券に関する発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面の表紙には、発行者の名称およびロゴ、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。

また、当該書面の表紙裏には、以下の文言が記載される。

「本書および本債券に関する2024年11月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書とします。両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2024年11月21日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[自 2023年1月1日]	2024年6月12日
		至 2023年12月31日		関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2024年11月18日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし